

公益財団法人 日本ライフセービング協会

スーパーバイザー規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）スーパーバイザーについて、その役割、選任の基準、任期等を明確にすることにより、円滑な運用を図ることを目的とする。

(設 置)

第2条 本協会の理念に基づいて、本協会の知的財産といえる技術顧問ならびに監督・監修者としての役割を担い、広くライフセービングの普及発展に寄与するものとしてスーパーバイザーを置く。

(選任の基準)

第3条 スーパーバイザーは、下記の基準のいずれかを満たす者の中から、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

- (1) 本協会指導員の中から長年の経験を有する者。
- (2) 各種専門分野においてスーパーバイザーの推薦があった者。

(職務及び所管事項)

第4条 スーパーバイザーは、以下の役割を担う。

- (1) 本協会事業に対するの助言
- (2) JLA アカデミー事業における知識・技術に対する助言
- (3) 本協会指導員に対するの指導・助言
- (4) 教本の作成・改定にあたり監督・監修

(任 期)

第5条 スーパーバイザーの任期は、委嘱の日から開始し最長2年とする。ただし、再任を妨げない。

(遵 守)

第6条 スーパーバイザーは、ライフセービングの指導技術の向上に励み、さらに各種研修会等に参加し、本協会関連情報の共有に努める。

- 2 スーパーバイザーは、JLA アカデミー並びに本協会関連活動の場で、有資格者や受講生の個人情報に関わる書類などの扱いに十分に留意する。また講習会で使用した申込用紙、検定用紙などを個人で保存・複製し、管理・所有してはならない。
- 3 スーパーバイザーは、JLA アカデミー並びに本協会関連活動の場で使用する資料や配布物、未公開情報を本協会に許可なく流布してはならない。
- 4 スーパーバイザーは、JLA アカデミー並びに本協会関連活動の場とその立場を利用して、いかなる営業、政治、信仰、結社、他団体などに関わるあらゆる活動も行なってはならない。
- 5 スーパーバイザーは、JLA アカデミー並びに本協会関連活動の場において、誰にも公平に接し、性別、国籍、言語、人種、宗教、年齢、経験、学歴、職業、身体的条件、社会的立場の違いに関わらず差別があってはならない。

- 6 スーパーバイザーは、各種メディア（TV、ラジオ、雑誌、新聞等）の取材や出演、紹介、インタビューを受ける場において、本協会の事業、活動について正しく説明し、ライフセービングの普及につながるよう努める。また本協会事務局及び広報室に事前に報告を行う。
- 7 スーパーバイザーは、身なりやスタイルに留意し、常に清潔なイメージを保ち、周りの人を不快にさせぬように努める。

（誓 約）

第7条 スーパーバイザーは上記の規定を遵守することを書面によって誓約しなければならない。

（解 任）

第8条 次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（改 廃）

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規定は、2019年6月29日より施行する。